

平成28年2月

館林地区消防組合議会

第1回臨時会会議録

館林地区消防組合

平成28年館林地区消防組合議会第1回臨時会会議録

於 議会棟3階 全員協議会室

議事日程

平成28年2月5日（金）午前10時00分開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号 公平委員会委員の選任について

第4 議案第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

第5 議案第3号 館林地区消防組合において制定すべき条例のうち館林市条例を準用する条例の一部を改正する条例

第6 議案第4号 館林地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第7 議案第5号 館林地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	岡村一男君	2番	遠藤重吉君
3番	高橋次郎君	4番	黒野一郎君
5番	延山宗一君	6番	田口晴美君
7番	川島吉男君	8番	金子孝之君
9番	襟川仁志君	10番	松村潤君
11番	黒田重利君		

説明のために出席した者

管理者	安樂岡一雄君
副管理者	中里重義君（町長補佐）
〃	富塚基輔君
〃	大谷直之君
〃	金子正一君
〃	金井田好勇君
会計管理者	谷田貝勝
消防長	小山雅則
本部次長	吉田茂
指令室長	中澤善一
警防課長	峰岸一弘
庁舎建設担当責任者	阿部勤
総務課長	福地保幸
総務課長補佐	齊藤正登
館林消防署長	角田英夫
板倉消防署長	柳沢功一
明和消防署長	福田恒夫
千代田消防署長	杉崎勇
邑楽消防署長	本澤和宏
西分署長	奥澤利男
北分署長	山本勝則

開会及び開議

(平成28年2月5日(木)午前10時00分開会)

- 議長(岡村一男君) ただいままでの出席議員は11名であります。よって定足数に達しておりますので、告示第1号をもって召集されました平成28年館林地区消防組合議会第1回臨時会は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

第1 会期の決定

- 議長(岡村一男君) まず日程第1. 会期の決定を議題といたします。本臨時会の会期を、本日1日と決定したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(岡村一男君) ご異議がないようですから、さよう決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

- 議長(岡村一男君) 次に、日程第2. 会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員に、8番金子孝之君、9番襟川仁志君を指名いたします。

第3 議案第1号 公平委員会委員の選任について

- 議長(岡村一男君) 次に、日程第3. 議案第1号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者(安楽岡一雄君) 議案第1号公平委員会委員の選任について申し上げます。本案は、公平委員会委員の齊藤千鶴子君が、平成27年12月25日をもって辞職されましたので、後任に千代田町より推薦の人格が高潔で人事行政に幅広い識見と経験を有している小林博史君を選任いたしました。

く、地方自治法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるもの
でございます。よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げ
まして、提案理由の説明といたします。

- 議 長（岡村一男君） 質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第1
号を原案どおり同意することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第1号は、原案どおり同意
いたしました。

第4 報告第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変

更に関する協議について

- 議 長（岡村一男君） 次に、日程第4．議案第2号「群馬県市町村総合
事務組合の規約変更に関する協議について」を議題といたします。提案理
由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第2号群馬県市町村総合事務組合の規約変
更に関する協議について申し上げます。本案は、平成28年2月8日から
群馬東部水道企業団が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体とな
りますので、当該事務組合の規約の一部を改正するものでございます。よ
ろしく、ご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げま
して、提案理由の説明といたします。
- 議 長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第2
号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第2号は、原案どおり可決

いたしました。

第5 議案第3号 館林地区消防組合において制定すべき条例のうち館林市条例を準用する条例の一部を改正する条例

- 議長（岡村一男君） 次に、日程第5．議案第3号「館林地区消防組合において制定すべき条例のうち館林市条例を準用する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第3号館林地区消防組合において制定すべき条例のうち館林市条例を準用する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、行政手続法の適用除外となる条例等に基づく行政処分を実施するにあたり、定めるべき行政手続条例の内容が館林市で定める館林市行政手続条例と同じであることから、この市条例を準用するため、所要の改正を行うものです。よろしくご審議の上、原案どおり議決くださるようお願い申し上げます。
- 議長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第3号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第3号は、原案どおり可決いたしました。

第6 議案第4号 館林地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 議長（岡村一男君） 次に、日程第6．議案第4号「館林地区消防組合

個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。

- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第4号館林地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる番号法）の施行に伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。内容について申し上げますと、番号法の求めにより、本組合が保有する特定個人情報の取扱いについて、厳格に保護措置を講じるとともに、事故情報の利用や制限等の権利を拡充させるなど、番号法の内容と整合を図るものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第4号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。（挙手全員）
- 議長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第4号は、原案どおり可決いたしました。

第7 議案第5号 館林地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例

- 議長（岡村一男君） 次に、日程第7. 議案第5号「館林地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第5号館林地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例について申し上げます。本案は、組合規則で定める特殊勤務手当の支給に関し、支給額や支給単位等の支給条件の見直しに合わせて、条例による規定に改正しようとするものです。内容について申し上げますと、月額単位での特殊勤務手当の支給については、回数あるいは日額に変更すべきと県からの指摘があったことから、支給単位を出動1回又は1日

ごとに変更し、併せて各種災害現場で従事した業務内容ごとの単位による支給に見直しをするものです。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。3番高橋次郎君
- 議員（高橋次郎君） 手当について1点だけお伺いいたします。救急救命士の手当について、救急救命士として緊急の救急活動に従事した職員手当1回につき500円、同じく救急救命士として緊急救急活動に従事した特定行為を実施した職員1回700円とありますが、この特定行為とはどのような行為をいうのかお伺いいたします。
- 議長（岡村一男君） 庁舎建設担当責任者阿部勤君。
- 庁舎建設担当責任者（阿部勤君） 救急救命士の行う特定行為というものは、国家資格を得ました救急救命士が救急車内で行える資格でございまして、静脈路確保いわゆる点滴、それに伴った心肺停止状態の時に使用する薬剤の使用、そして呼吸機能が停止している時に使いますラリングルマスク等のチューブ、また気管内挿管等の処置が医者の指示を得て救急車内で行える救命士のみでの処置になりますので、その処置を行った時に手当の支給となります。
- 議長（岡村一男君） 他に、8番金子孝之君。
- 議員（金子孝之君） 別表の一番下の緊急消防援助隊手当だけが1日となっていますが他の手当は1回につきとなっていますが、1回と1日の金額は妥当かどうかお伺いいたします。
- 議長（岡村一男君） 総務課長福地保幸君。
- 総務課長（福地保幸君） 緊急援助隊の場合は1日単位としておりますのは1回の出動につき何日間もかかる出動になります。これに対しまして出動中の作業が何回にも亘ったとしても1日単位で1回の出動という事で金額の方を多少多くして1日という単位で支給の方を予定しております。通常の1回あたりは通常の勤務の出場回数、これによって出動の手当を支給しますので1回あたりの単価を若干下げて支給するという形をとらせていただきたいと思います。
- 議長（岡村一男君） 他に。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議 長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。この際、管理者から挨拶をしたい旨、申し出がありますのでこれを許します。管理者安樂岡一雄君
- 管理者（安樂岡一雄君） 本日は、館林地区消防組合議会第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、提出いたしました議案につきまして、ご承認いただき、厚く御礼を申し上げます。さて、平成28年が始まり、はや1ヶ月が過ぎたところですが、早くも数百年に一度の寒波が襲い、沖縄県では史上初の降雪を観測し、国内のいたるところで大雪による被害が出るなど、今まででは考えられないような気象状況にあり、今後は更なる各種自然災害への備えの強化が必要となっております。このような状況下において、少子高齢化や社会環境の変貌により、一層の災害活動に従事する消防団員の確保や、自主防災組織の充実などの地域防災の重要性も求められております。消防行政に対するニーズは益々高まっていく一方でありまして、頻発する各種災害に迅速に対応するため住民の防災意識を高め、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりにこれからも努めていきたいと思っております。議員各位におかれましては、まだまだ寒い日が続きますが、くれぐれも健康にご留意いただき、益々のご活躍をご祈念申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶といたします。本日は、大変ありがとうございました。
- 議 長（岡村一男君） 以上をもちまして、平成28年館林地区消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

（午後10時16分）

平成28年 3月 11日

館林地区消防組合議長 岡村 一男

会議録署名議員 金子 孝之

会議録署名議員 襟川 仁志